

## 財政単位一元化の制度設計にかかる論点

### 1. 財政調整の範囲について

- ① 2、3階までを対象にするのか
- ② 2階までを対象にするのか

#### <WGでの主な議論>

- ②とした場合、2階分までの財政計算を行い保険料率を算定する必要があるが、そうすると実際の保険料率と財政調整上の一一本化保険料率に差が生じる等の問題点がある。  
また、昭和60年改正前の共済年金は、職域部分と厚生年金相当部分とが給付設計上、新共済年金のように明確に区分されているわけではないので、ある前提を置いて作成する必要がある。(例えば共済年金の1割を職域年金とみなすなど)
- 国共済と地共済との財政単位を一元化する契機が、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることであり、また、両者は給付面についても統一がとれていることから、2、3階部分までを財政調整の範囲とすることが適當ではないか。

### 2. 財政調整の方法について

- ① 新たな連合会を組織
- ② 毎年か、財政再計算の際に資金を交付 (JR、JTの拠出方式)

#### <WGでの主な議論>

- ①については、新たな組織を作ることは現実的に困難であることから、②の方法を基本とすべきではないか。
- 現在、地共済連合会で行っている財政調整方式を取り入れ、どちらかの積立金が枯渇した段階で資金を交付する方法も考えられるのではないか。(その場合、どちらの連合会で行うかの問題もある。)  
これについては、積立金が枯渇した以後の資金交付は財政援助にほかならず、対等の関係での財政調整という基本的な考え方に対するのではないか。